

熊谷市国民健康保険税条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小林 哲也

規則第 3 5 号

(別紙)

熊谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市国民健康保険税条例施行規則（平成１９年規則第７６号）の
一部を次のように改正する。

様式第１号から様式第５号までを次のように改める。

(表)

年度 国民健康保険税 納税通知書

送 付 先	
(世帯主の住所及び氏名)	

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

熊谷市長 氏 名



保険税納付方法等		
徴収方法		
納税義務者		
生年月日		性別
住所		
特別徴収義務者名		
特別徴収対象年金		
特別徴収対象年金額	円	

※特別徴収は、上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

〈お問合せ先〉

〒 課

電話

(裏)

年度 国民健康保険税の課税について

- 1 課税の根拠
この国民健康保険税は、地方税法第 条及び熊谷市国民健康保険条例第 条の規定によって課税されます。

2 賦課期日
年4月1日。ただし、年度途中で加入し、又は脱退された方は、月割で課税されます。

3 納税義務者
(1) 国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税されます。
(2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主に対し課税されます（以下「擬制世帯主」といいます。）。
- 4 課税額
(1) 世帯に属する被保険者につき、次により算定した額の合算額です。ただし、擬制世帯主は、税額の算定には含まれません。
(2) 介護納付金分は 歳以上 歳未満の方のみ計算します。

◎ 税率等
下記の表1のとおりとなります。

◎ 課税総所得金額
年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の所得割額の算定の基礎は、
年中（ 年1月1日から 年12月31日まで）の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から住民税基礎控除額を控除した金額です。
※ 退職所得を除く分離課税の所得がある場合には、総所得金額及び山林所得金額等の合計額に合算します。

課税総所得金額（所得割算定基礎額）＝ 年中の総所得金額等－住民税基礎控除額

表1

区 分		医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
		税率等		税率等		税率等		税率等	
所得割額	課税総所得金額×税率								
均等割額	1人当たり額×被保険者数								
18歳以上均等割額	1人当たり額×18歳以上被保険者数								
課税限度額	合 算 額								

(表)

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割		被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥
	課税標準額 ①	所得割率 、②	所得割額 ③=①×②	1人当たり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤
決定 変更前	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円
決定 変更後	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円

区分	軽減額			軽減額 ⑦	限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額					
決定 変更前	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円	円
決定 変更後	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円	円
前回決定額				今回決定額				

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人当たり 円）を含んでいます。また、軽減額⑦のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

- 5 均等割額及び18歳以上均等割額の減額
- 納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（注1）の前年中の総所得金額等の合算額が一定の基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割額及び18歳以上均等割額を一部減額する制度があり、次のとおり適用します。
- (1) 7割軽減… 万円+ 円×（給与所得者等（注2）の数-1）以下の世帯
- (2) 5割軽減… 万円+ 円×（被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数）
+ 円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
- (3) 2割軽減… 万円+ 円×（被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数）
+ 円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

(注1) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、国民健康保険の資格喪失後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

(注2) 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が 円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が 円を超える 歳未満の方、又は公的年金等の収入が 円を超える 歳以上の方）をいいます。

減額基準表（減額する額）

軽減区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分
	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)
7割				18歳以上 均等割額 (1人当たり)
5割				
2割				

※ 減額適用には、納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）、歳以上の被保険者及び特定同一世帯所属者の方、全員の所得確認が必要です。また、歳以上の方の公的年金等に係る所得については 円（満たないときは、その額）を控除した額、分離課税所得については特別控除前の額、事業専従者控除を受けている事業主の方については事業専従者控除前の額で算定します。

- ◎ 未就学児に係る均等割額の減額
国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の 分の 減額します。既に「均等割額を一部減額する制度」の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の 分の 減額します。
なお、減額を受けるための申請は不要です。
- ◎ 子ども・子育て支援納付金分の均等割額の減額
国民健康保険に加入している 歳未満の被保険者に係る均等割額の全額を減額します。
なお、減額を受けるための申請は不要です。

6 非自発的失業者の方に係る減額

雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業等給付を受ける方の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、次の条件を全て満たすときは、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、その給与所得を二分のとして国民健康保険税を算定します。

また、均等割額及び18歳以上均等割額の減額の算定においても、同様です。

・ 離職時に 歳未満であること。

・ 非自発的失業申告書の提出があること。

※ 非自発的失業申告には、雇用保険受給資格者証の提示が必要になる場合があります。

※ 特定受給資格者とは、事業所の倒産、解雇等により離職した方をいい、特定理由離職者とは期間の定めのある労働契約が更新されず離職した方や正当な理由のある自己都合により離職した方をいい、いずれも雇用保険法の規定により認定された方をいいます。

※ 年度分の減額は、離職日が 年 月 日以後の方が対象となります。

7 産前産後期間に係る減額

出産予定又は出産した方が、次の条件を全て満たすときは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間（「産前産後期間」といいます。）相当分の国民健康保険税を月割で減額します。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間が対象です。

・ 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書の提出があること。

・ 妊娠 日（ か月）以上の出産（死産、流産等を含む。）であること。

※ 出産予定日の 月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

※ 年度分の減額は、 年 月 日以後の出産が対象となります。

8 減免

災害等のため支払が困難なときは、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。

また、旧被扶養者の方については、所得割額の全額、均等割額及び18歳以上均等割額の半額を超える額を減免します（均等割額及び18歳以上均等割額の減免は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限ります。）。ただし、7割軽減、5割軽減その他の制度によって半額以上の減額が適用となる場合には、均等割額及び18歳以上均等割額の減免は適用しません。

※ 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険本人の被扶養者であった65歳以上の方をいいます。

9 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

國民健康保險稅個人明細書

國民健康保險稅個人明細書

10 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年パーセント（納期限の翌日からか月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 条第 項に規定する平均貸付割合に年パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合とし、年パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年パーセントの割合を超える場合には、年パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

11 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金及びこれに係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

12 特別徴収

次の全てに該当する場合、公的年金から特別徴収されます。

- ・ 世帯主が、国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 世帯の国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ・ 対象となる公的年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1以下であること。

◎ 支払ごとの徴収額

本徴収（ 年10月・12月・ 年2月）

当該年度の年税額から、9月までの納付額（普通徴収を含む。）を控除した額の3分の1を、公的年金の支払ごとに特別徴収します（100円未満の端数を生じた場合、その端数金額は10月で徴収します。）。

仮徴収（ 年4月・6月・8月）

年度2月の特別徴収額又は
年度年税額の6分の1の額を、公的年金の支払ごとに特別徴収します。

※ 特別徴収は、申出により口座振替に変更できます。

金融機関で口座振替をお申込みの上、 課又は各行政センターへ申出書を提出してください。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

左記被保険者以外他 名。詳細はお問い合わせください。

- ・個人毎の所得割額と均等割額の合計が、国保税額となります（各区分毎に100円未満を切り捨てます。）。ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

通知書番号

(裏)

- ◎ 社会保険料控除
国民健康保険税は、「社会保険料控除」として所得から控除されますので、確定申告
又は住民税申告の際、領収書等を税務官公署に提示してください。
- ◎ 異動の届出
転入、転出、転居、出生、死亡、社会保険加入・脱退等については、その事実が発生
した日の翌日から起算して14日以内にお届けください。

御不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
お問合せ時間は、平日の8:30～17:15の間になります。

熊谷市役所	熊谷市宮町二丁目47番地1	電話	内線
・ 課税内容、資格に関すること	部	課	係
・ 給付に関すること	部	課	内線
・ 納付に関すること	部	課	内線
大里庁舎	熊谷市中曽根654番地1	電話	
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	部	課	大里行政センター
妻沼庁舎	熊谷市弥藤吾2450番地	電話	
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	部	課	妻沼行政センター
江南庁舎	熊谷市江南中央一丁目1番地	電話	
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	部	課	江南行政センター

(裏)

領収証書 貼付台紙	第6期領収証書貼付箇所	第7期領収証書貼付箇所	第8期領収証書貼付箇所	随期領収証書貼付箇所	随期領収証書貼付箇所
	第1期領収証書貼付箇所	第2期領収証書貼付箇所	第3期領収証書貼付箇所	第4期領収証書貼付箇所	第5期領収証書貼付箇所

領収証書は、この台紙に貼付するなどして大切に保管してください。

◎納付場所

【市取扱金融機関等】

ゆうちょ銀行・郵便局
熊谷市指定金融機関派出所（熊谷市役所内）
熊谷市役所 課・大里・妻沼・江南各行政センター

※QRコードが印字された納付書は、上記以外の地方税統一QRコード（e L-QR）納付書対応金融機関でも納付ができます。

【コンビニエンスストア等】

※ コンビニエンスストアでのお支払の際は、お支払される単票の納付書のみ店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されるとお取扱いできません。

コンビニエンスストア等は契約により代理受領を行います。

- 納付場所は、一部変更となる場合があります。

収納票のコピー、バーコードの写真及びスクリーンショットではお支払いはできません。

【キャッシュレス決済】

※ 上記スマートフォン決済アプリでの納付ができます。ただし、コンビニエンスストア等の店舗ではスマートフォン決済アプリを利用しての納付はできません。
詳しくは、市のホームページを御覧ください。

- 取扱アプリは、一部変更となる場合があります。

◎ QRコードを読み取り、納付ができます。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

御注意

以下のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで納めることができます。

- ・ 金額の訂正がある場合
 - ・ 取扱期限（ ）を過ぎた場合
 - ・ バーコードが印字されていない場合
 - ・ 納付書1枚当たりの税額が 円を超える場合
- ※ 延滞金を確認せず納付された場合、別途請求させていただきます。

市税等のお支払は、便利な口座振替を！

…詳しくは、課まで

納付についてのお問合せ先

- 熊谷市 部
- 大里行政センター
- 妻沼行政センター
- 江南行政センター

課 電話
電話
電話
電話

内線

埼玉県熊谷市領収証書 ㊦
下記のとおり領収しました。

年度
国民健康保険税 期

埼玉県熊谷市 ㊦
納付書 (原符)

年度
国民健康保険税 期



納付書 (納入済通知書)

㊦ 埼玉県熊谷市

加入者名 熊谷市会計管理者	口座記号 番号	合計金額	円	
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	
納期限	通知書番号	年度	期別	
納期限				
税額	円	延滞金	円	領収日付印
督促手数料	円	合計金額	円	
コンビニ等 収納用	(御注意) バーコードがな いもの、あつて も読取ができな いものや金額を 訂正した場合、 コンビニエンス ストア等では納 付できません。			
納付者	指定期限	バーコード 使用期限	熊谷市保管・コンビニ等本部 控	

切り取らないで出してください。

加入者名 熊谷市会計管理者	口座記号番号	税額	延滞金	督促手数料	合計納付額 円	納税義務者名	通知書番号	納期限	指定期限	領収日付印	熊谷市	金融機関保管・コンビニ等店鋪控
加入者名 熊谷市会計管理者	口座記号番号	税額	延滞金	督促手数料	合計納付額 円	納税義務者名	通知書番号	納期限	指定期限	領収日付印	熊谷市	金融機関保管・コンビニ等店鋪控

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

※ この領収証書は、納税通知書内の貼付台紙に貼付するなどして大切に保管してください。

納付についての
お問合せ先

○熊谷市 部 課
電話 内線

○大里行政センター
電話

○妻沼行政センター
電話

○江南行政センター
電話

【納付場所】

◎市取扱金融機関等

ゆうちょ銀行・郵便局

熊谷市指定金融機関派出所（熊谷市役所内）

熊谷市役所 課、大里・妻沼・江南各行政センター

※ QRコードが印字された納付書は、上記以外の地方税統一QRコード（e L-QR）納付書対応金融機関でも納付ができます。

◎コンビニエンスストア等

※ コンビニエンスストアでのお支払の際は、お支払される単票の納付書のみ店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されたとお取扱いできません。

● コンビニエンスストア等は契約により代理受領を行います。

● 納付場所は、一部変更となる場合があります。

● 収納票のコピー、バーコードの写真及びスクリーンショットではお支払いできません。

【キャッシュレス決済】

※ 上記スマートフォン決済アプリでの納付ができます。ただし、コンビニエンスストア等の店舗ではスマートフォン決済アプリを利用しての納付はできません。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

● 取扱アプリは、一部変更となる場合があります。

◎ QRコードを読み取り、納付ができます。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

●御注意●

以下のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで納めることができません。

- ・金額の訂正がある場合
- ・取扱期限（ ）を過ぎた場合
- ・バーコードが印字されていない場合
- ・バーコードが読み取れない場合
- ・納付書1枚当たりの税額が 円を超える場合

※ 延滞金を確認せず納付された場合は、別途請求させていただきます。

(表)

年度 国民健康保険税 納税通知書

送 付 先	
(世帯主の住所及び氏名)	

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険税について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

熊谷市長 氏 名



保険税納付方法等		
徴収方法		
納税義務者		
生年月日		性別
住所		
特別徴収義務者名		
特別徴収対象年金		
特別徴収対象年金額	円	

※特別徴収は、上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

〈お問合せ先〉

〒 課

電話

(裏)

年度 国民健康保険税の課税について

- 1 課税の根拠
この国民健康保険税は、地方税法第 条及び熊谷市国民健康保険税条例第 条の規定によって課税されます。

2 賦課期日
年4月1日。ただし、年度途中で加入し、又は脱退された方は、月割で課税されます。

3 納税義務者
(1) 国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税されます。
(2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主に対し課税されます（以下「擬制世帯主」といいます。）。
- 4 課税額
(1) 世帯に属する被保険者につき、次により算定した額の合算額です。ただし、擬制世帯主は、税額の算定には含まれません。
(2) 介護納付金分は 歳以上 歳未満の方のみ計算します。

◎ 税率等
下記の表1のとおりとなります。

◎ 課税総所得金額
年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の所得割額の算定の基礎は、
年中（ 年1月1日から 年12月31日まで）の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から住民税基礎控除額を控除した金額です。
※ 退職所得を除く分離課税の所得がある場合には、総所得金額及び山林所得金額等の合計額に合算します。

課税総所得金額（所得割算定基礎額）＝ 年中の総所得金額等－住民税基礎控除額

表1

区 分		医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
所得割額	税率	課税総所得金額×税率		税率等		税率等		税率等	
均等割額		1人当たり額×被保険者数							
18歳以上均等割額		1人当たり額×18歳以上被保険者数							
課税限度額		合 算 額							

国民健康保険税 賦課明細書

(表)

区分	所得割		被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人当たり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤
決定 変更前	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円
決定 変更後	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円

区分	軽減額			軽減額 ⑦	限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額					
決定 変更前	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
決定 変更後	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
					前回決定額		今回決定額	

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人当たり 円）を含んでいます。また、軽減額⑦のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

- 5 均等割額及び18歳以上均等割額の減額
- 納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（注1）の前年中の総所得金額等の合算額が一定の基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割額及び18歳以上均等割額を一部減額する制度があり、次のとおり適用します。
- (1) 7割軽減… 万円＋ 円×（給与所得者等（注2）の数－1）以下の世帯
- (2) 5割軽減… 万円＋ 円×（被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数）
＋ 円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
- (3) 2割軽減… 万円＋ 円×（被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数）
＋ 円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

(注1) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、国民健康保険の資格喪失後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

(注2) 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が 円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が 円を超える 歳未満の方、又は公的年金等の収入が 円を超える 歳以上の方）をいいます。

減額基準表（減額する額）

軽減区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)	均等割額 (1人当たり)
7割				18歳以上均等割額 (1人当たり)
5割				
2割				

※ 減額適用には、納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）、 歳以上の被保険者及び特定同一世帯所属者の方、全員の所得確認が必要です。また、 歳以上の方の公的年金等に係る所得については 円（満たないときは、その額）を控除した額、分離譲渡所得については特別控除前の額、事業専従者控除を受けている事業主の方については事業専従者控除前の額で算定します。

◎ 未就学児に係る均等割額の減額
国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の 分の を減額します。既に「均等割額を一部減額する制度」の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の 分の を減額します。
なお、減額を受けるための申請は不要です。

◎ 子ども・子育て支援納付金分の均等割額の減額
国民健康保険に加入している 歳未満の被保険者に係る均等割額の全額を減額します。
なお、減額を受けるための申請は不要です。

6 非自発的失業者の方に係る減額

雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業等給付を受ける方の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、次の条件を全て満たすときは、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、その給与所得を分として国民健康保険税を算定します。

また、均等割額及び18歳以上均等割額の減額の算定においても、同様です。

・ 離職時に 歳未満であること。

・ 非自発的失業申告書の提出があること。

※ 非自発的失業申告には、雇用保険受給資格者証の提示が必要になる場合があります。

※ 特定受給資格者とは、事業所の倒産、解雇等により離職した方をいい、特定理由離職者とは期間の定めのある労働契約が更新されず離職した方や正当な理由のある自己都合により離職した方をいい、いずれも雇用保険法の規定により認定された方をいいます。

※ 年度分の減額は、離職日が 年 月 日以後の方が対象となります。

7 産前産後期間に係る減額

出産予定又は出産した方が、次の条件を全て満たすときは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間（「産前産後期間」といいます。）相当分の国民健康保険税を月割で減額します。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間が対象です。

・ 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書の提出があること。

・ 妊娠 日（ か月）以上の出産（死産、流産等を含む。）であること。

※ 出産予定日の 月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

※ 年度分の減額は、 年 月 日以後の出産が対象となります。

8 減免

災害等のため支払が困難なときは、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。

また、旧被扶養者の方については、所得割額の全額、均等割額及び18歳以上均等割額の半額を超える額を減免します（均等割額及び18歳以上均等割額の減免は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限ります。）。ただし、7割軽減、5割軽減その他の制度によって半額以上の減額が適用となる場合には、均等割額及び18歳以上均等割額の減免は適用しません。

※ 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険本人の被扶養者であった65歳以上の方をいいます。

9 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	※：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自営の失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

通知書番号

10 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年パーセント（納期限の翌日から か月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 条第 項に規定する平均貸付割合に年パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合とし、年パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年パーセントの割合を超える場合には、年パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、¹年²の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

11 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金及びこれに係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

12 特別徴収

次の全てに該当する場合、公的年金から特別徴収されます。

- ・ 世帯主が、国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 世帯の国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ・ 対象となる公的年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1以下であること。

◎ 支払ごとの徴収額

本徴収（ 年10月・12月・ 年2月）

当該年度の年税額から、9月までの納付額（普通徴収を含む。）を控除した額の3分の1を、公的年金の支払ごとに特別徴収します（100円未満の端数を生じた場合、その端数金額は10月で徴収します。）。

仮徴収（ 年4月・6月・8月）

年度2月の特別徴収額又は
払ごとに特別徴収します。

年度年税額の6分の1の額を、公的年金の支

※ 特別徴収は、申出により口座振替に変更できます。

金融機関で口座振替をお申込みの上、
課又は各行政センターへ申出書を提出してく
ださい。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

左記被保険者以外他 名。詳細はお問い合わせください。

- ・ 個人毎の所得割額と均等割額の合計が、国保税額となります (各区分毎に100円未満を切り捨てます。)
- ・ ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・ 限度超過世帯の被保険者人数に異動 (増減) や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

通知書番号

(裏)

◎ 社会保険料控除
国民健康保険税は、「社会保険料控除」として所得から控除されますので、確定申告
又は住民税申告の際、領収書等を税務官公署に提示してください。

◎ 異動の届出
転入、転出、転居、出生、死亡、社会保険加入・脱退等については、その事実が発生
した日の翌日から起算して14日以内にお届けください。

御不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
お問合せ時間は、平日の8:30～17:15の間になります。

熊谷市役所	熊谷市宮町二丁目47番地1	電話	内線
・ 課税内容、資格に関すること	部	課	係
・ 給付に関すること	部	課	内線
・ 納付に関すること	部	課	内線

大里庁舎	熊谷市中曽根654番地1	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	……大里行政センター	

妻沼庁舎	熊谷市弥藤吾2450番地	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	……妻沼行政センター	

江南庁舎	熊谷市江南中央一丁目1番地	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること	……江南行政センター	

口座振替納税通知書（前納口座振替者用）

(表)

氏名	様	通知書番号
----	---	-------

●振替口座

金融機関名		
口座種別		口座番号
名義人		

●口座振替日及び税額

納期	全期
口座振替日	年 月 日
税額	円

- ※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
- ※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。
- ※ 口座振替についてのお問合せは、課までご連絡ください。

電話

口座振替納税通知書 (期別口座振替者用)

(表)

氏名	様	通知書番号
----	---	-------

●振替口座

金融機関名		
口座種別		口座番号
名義人		

●口座振替日及び税額

納期	第 期	第 期	第 期
口座振替日			
税 額	円	円	円

納期	第 期	第 期	第 期
口座振替日			
税 額	円	円	円

納期	第 期	第 期	第 期
口座振替日			
税 額	円	円	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
※ 口座振替についてのお問合せは、課までご連絡ください。 電話

口座振替の取扱いについて

届出された預（貯）金口座から振替させていただきます。

◎その取扱いは、

- 1 振替は、納期限の日に行います。再振替は行いませんので、納期限前に残高の確認をお願いいたします。
 - 2 納付状況の確認は、預（貯）金通帳への記帳等する、又は 課へお問い合わせください。
- ※ 振替日より5営業日以後にお問合せください。
- ※ 振替口座をネットバンキングに登録いただいている方は、インターネットでも振替結果を確認できます。

詳細は、金融機関へお問合せください。

- 3 口座振替の変更が生じた場合は、金融機関に下記の書類をお持ちの上、手続をしてください。
(必要なもの…)

4 取扱種目

--

--

お問合せ先

二重線

--

課 電話 内線

点線

--

内は各担当課へ

(表)

年度 国民健康保険税 納税通知書

送付先	
(世帯主の住所及び氏名)	

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険税について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

熊谷市長 氏 名



保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は、上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

〈お問合せ先〉

〒

課

電話

国民健康保険税の課税について

- 1 課税の根拠
この国民健康保険税は、地方税法第 条及び熊谷市国民健康保険税条例第 条の規定によって課税されます。

2 賦課期日
4月1日。ただし、年度途中で加入し、又は脱退された方は、月割で課税されます。

3 納税義務者
(1) 国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税されます。
(2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主に対し課税されます（以下「擬制世帯主」といいます。）。
- 4 課税額
(1) 世帯に属する被保険者につき、次により算定した額の合算額です。ただし、擬制世帯主は、税額の算定には含まれません。
(2) 介護納付金分は 歳以上 歳未満の方のみ計算します。

◎ 税率等
下記の表1のとおりとなります。

◎ 課税総所得金額
当該年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の所得割額の算定の基礎は、当該年度の前年中の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から住民税基礎控除額を控除した金額です。
※ 退職所得を除く分離課税の所得がある場合には、総所得金額及び山林所得金額等の合計額に合算します。

課税総所得金額（所得割算定基礎額）＝当該年度の前年中の総所得金額等－住民税基礎控除額

表1

区 分	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分	
	税 率 等			税 率 等			税 率 等			税 率 等	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
所得割額	課税総所得金額×税率										
均等割額	1人当たり額×被保険者数										
18歳以上均等割額	1人当たり額×18歳以上被保険者数										
課税限度額 (合算額)	年度分										
	年度分										
	年度分										

(表)

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人当たり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	
決定 変更前	医療分	円	%	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	人	円	円
決定 変更後	医療分	円	%	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	人	円	円

区分	軽減額			限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減 免 額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額				
決定 変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円
決定 変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円
前回決定額				今回決定額			

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人当たり 円）を含んでいます。また、軽減額⑦のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

5 均等割額及び18歳以上均等割額の減額
納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）並びにその世帯に属する被保険者及び特
定同一世帯所属者（注1）の前年中の総所得金額等の合算額が一定の基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割額及び18歳以上均等割額を一部減額する制度があり、次のとおり適用します。

均等割 軽減区分	年度	軽減対象となる所得の基準
		(世帯主＋被保険者＋特定同一世帯所属者)の前年中の 総所得金額等の合算額
割	年度分	
	年度分	
	年度分	
	年度分	
割	年度分	
	年度分	
	年度分	
	年度分	
割	年度分	
	年度分	
	年度分	
	年度分	

※ 減額適用には、納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）、18歳以上の被保険者及び特
定同一世帯所属者の方、全員の所得確認が必要です。また、18歳以上の方の公的年金等に
係る所得については1円（満たないときは、その額）を控除した額、分離課税所得につ
いては特別控除前の額、事業専従者控除を受けている事業主の方については事業専従者
控除前の額で算定します。

(注1) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、
国民健康保険の資格喪失後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

(注2) 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が100万円を超える方）と公的年金
所得者（公的年金等の収入が100万円を超える18歳未満の方、又は公的年金等の収入が
100万円を超える18歳以上の方）をいいます。

◎ 未就学児に係る均等割額の減額

国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の10%を減額します。既に「均
等割額を一部減額する制度」の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の10
%を減額します。

なお、減額を受けるための申請は不要です。

◎ 子ども・子育て支援納付金分の均等割額の減額

国民健康保険に加入している18歳未満の被保険者に係る均等割額の全額を減額します。
なお、減額を受けるための申請は不要です。

(表)

年度 (年度分)

納付年月／普通徴収の納期	決定 (変更) 前 (円)		決定 (変更) 後 (円)		納付済額 (円)		差引納付税額 (円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合計								

※普通徴収は、納付書又は口座振替で納付してください。
※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

- 6 非自発的失業者の方に係る減額
雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業等給付を受ける方の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、次の条件を全て満たすときは、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、その給与所得をのとして国民健康保険税を算定します。
また、均等割額及び18歳以上均等割額の減額の算定においても、同様です。
- ・ 離職時に 歳未満であること。
 - ・ 非自発的失業申告書の提出があること。
- ※ 非自発的失業申告には、雇用保険受給資格者証の提示が必要になる場合があります。
- ※ 特定受給資格者とは事業所の倒産、解雇等により離職した方をいい、特定理由離職者とは、期間の定めのある労働契約が更新されず離職した方や正当な理由のある自己都合により離職した方をいい、いずれも雇用保険法の規定により認定された方をいいます。
- 7 産前産後期間に係る減額
年 月 日以後に産予定又は出産した方が次の条件を全て満たすときは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間(「産前産後期間」といいます。)相当分の国民健康保険税を月割で減額します。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の か月前から か月間が対象です。
- ・ 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書の提出があること。
 - ・ 妊娠 日(か月)以上の出産(死産、流産等を含む。)であること。
- ※ 出産予定日の か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- ※ 産前産後期間のうち、 年 月以後の国民健康保険税が減額対象となります。

8 減免

- 災害等のため支払が困難なときは、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。
- また、旧被扶養者の方については、所得割額の全額、均等割額及び18歳以上均等割額の半額を超える額を減免します(均等割額及び18歳以上均等割額の減免は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限ります。)。ただし、7割軽減、5割軽減その他の制度によって半額以上の減額が適用となる場合には、均等割額及び18歳以上均等割額の減免は適用しません。
- ※ 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険本人の被扶養者であった65歳以上の方をいいます。

9 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
		医療 支援金 介護 子ども																
		医療 支援金 介護 子ども																
		医療 支援金 介護 子ども																
		医療 支援金 介護 子ども																
		医療 支援金 介護 子ども																

通知書番号

(裏)

10 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年パーセント（納期限の翌日からか月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 条第 項に規定する平均貸付割合に年パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合とし、年パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年パーセントの割合を超える場合には、年パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

11 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金及びこれに係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

12 特別徴収

次の全てに該当する場合、公的年金から特別徴収されます。

- ・ 世帯主が、国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 世帯の国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ・ 対象となる公的年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1以下であること。

◎ 支払ごとの徴収額

本徴収（10月・12月・2月）

当該年度の年税額から、9月までの納付額（普通徴収を含む。）を控除した額の3分の1を、公的年金の支払ごとに特別徴収します（100円未満の端数を生じた場合、その端数金額は10月で徴収します。）。

仮徴収（4月・6月・8月）

前年度2月の特別徴収額又は前年度年税額の6分の1の額を、公的年金の支払ごとに特別徴収します。

※ 特別徴収は、申出により口座振替に変更できます。

金融機関で口座振替をお申込みの上、課又は各行政センターへ申出書を提出してください。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

左記被保険者以外他 名。詳細はお問い合わせください。

- ・個人毎の所得割額と均等割額の合計が、国保税額となります（各区分毎に100円未満を切り捨てます。）。
- ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

(裏)

- ◎ 社会保険料控除
国民健康保険税は、「社会保険料控除」として所得から控除されますので、確定申告又は住民税申告の際、領収書等を税務官公署に提示してください。
- ◎ 異動の届出
転入、転出、転居、出生、死亡、社会保険加入・脱退等については、その事実が発生した日の翌日から起算して14日以内にお届けください。

御不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
お問合せ時間は、平日の8:30～17:15の間になります。

熊谷市役所	熊谷市宮町二丁目47番地1	電話	内線
・ 課税内容、資格に関する事	部	課	係
・ 給付に関する事	部	課	内線
・ 納付に関する事	部	課	内線

大里庁舎	熊谷市中菅根654番地1	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関する事	……大里行政センター	

妻沼庁舎	熊谷市弥藤吾2450番地	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関する事	……妻沼行政センター	

江南庁舎	熊谷市江南中央一丁目1番地	電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関する事	……江南行政センター	

(裏)

領収証書貼付台紙	第6期領収証書貼付箇所	第7期領収証書貼付箇所	第8期領収証書貼付箇所	随期領収証書貼付箇所	随期領収証書貼付箇所
	第1期領収証書貼付箇所	第2期領収証書貼付箇所	第3期領収証書貼付箇所	第4期領収証書貼付箇所	第5期領収証書貼付箇所

領収証書は、この台紙に貼付するなどして大切に保管してください。

◎納付場所

【市取扱金融機関等】

ゆうちょ銀行・郵便局
熊谷市指定金融機関派出所（熊谷市役所内）
熊谷市役所 課・大里・妻沼・江南各行政センター
※ QRコードが印字された納付書は、上記以外の地方税統一QRコード（e L-QR）納付書対応金融機関でも納付ができます。

【コンビニエンスストア等】

- ※ コンビニエンスストアでのお支払の際は、お支払される単票の納付書のみ店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されたとお取扱いできません。
コンビニエンスストア等は契約により代理受領を行います。
 - 納付場所は、一部変更となる場合があります。
収納票のコピー、バーコードの写真及びスクリーンショットではお支払いはできません。
- 【キャッシュレス決済】

- ※ 上記スマートフォン決済アプリでの納付ができます。ただし、コンビニエンスストア等の店舗ではスマートフォン決済アプリを利用しての納付はできません。
詳しくは、市のホームページを御覧ください。
- 取扱アプリは、一部変更となる場合があります。
- ◎ QRコードを読み取り、納付ができます。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

御注意

- 以下のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで納めることができません。
 - ・金額の訂正がある場合
 - ・取扱期限（ ）を過ぎた場合
 - ・バーコードが印字されていない場合
 - ・納付書1枚当たりの税額が 円を超える場合
- ※ 延滞金を確認せず納付された場合、別途請求させていただきます。

市税等のお支払は、便利な口座振替を！
...詳しくは、 課まで

納付についてのお問合せ先			
○ 熊谷市	部	課	電話
○ 大里行政センター	部		電話
○ 妻沼行政センター	部		電話
○ 江南行政センター	部		電話



納付書 (納入済通知書)

埼玉県熊谷市

加入者名	熊谷市会計管理者	口座記号番号	合計金額	円	
収納機関番号	納付番号	確認番号		納付区分	
納期限	通知書番号		年度	期別	

税額	円	延滞金	円	領収日付印
督促手数料	円	合計金額	円	
コンビニ等収納用	(御注意) バーコードがないもの、あっても読取ができな いものや金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア等では納 付できません。			
納付者	指定期限	バーコード 使用期限	熊谷市保管・コンビニ等本部 控	

埼玉県熊谷市 納付書 (原符)

年度 国民健康保険税 期

埼玉県熊谷市領収証書 下記のとおりに領収しました。

年度 国民健康保険税 期

加入者名	熊谷市会計管理者	口座記号番号	税額	延滞金	督促手数料	合計納付額	円	納税義務者名	通知書番号	納期限	指定期限	領収日付印
熊谷市												
金融機関保管・コンビニ等店舗控												

切り取らないでお出しください。

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

納付者保管・収入印紙不要

※ この領収証書は、納税通知書内の貼付台紙に貼付するなどして大切に保管してください。

納付についての
お問合せ先

○熊谷市 部 課
電話
内線

○大里行政センター
電話

○妻沼行政センター
電話

○江南行政センター
電話

【納付場所】

◎市取扱金融機関等

ゆうちょ銀行・郵便局

熊谷市指定金融機関派出所（熊谷市役所内）

熊谷市役所 課、大里・妻沼・江南各行政センター

※ QRコードが印字された納付書は、上記以外の地方税統一QRコード（e L-QR）納付書対応金融機関でも納付ができます。

◎コンビニエンスストア等

※ コンビニエンスストアでのお支払の際は、お支払される単票の納付書のみ店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されたとお取扱いできません。

※ コンビニエンスストア等は契約により代理受領を行います。

● 納付場所は、一部変更となる場合があります。

※ 収納票のコピー、バーコードの写真及びスクリーンショットではお支払いできません。

【キャッシュレス決済】

※ 上記スマートフォン決済アプリでの納付ができます。ただし、コンビニエンスストア等の店舗ではスマートフォン決済アプリを利用しての納付はできません。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

● 取扱アプリは、一部変更となる場合があります。

◎ QRコードを読み取り、納付ができます。詳しくは、市のホームページを御覧ください。

●御注意●

以下のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストア及び

スマートフォン決済アプリで納めることができません。

- ・金額の訂正がある場合
- ・取扱期限（ ）を過ぎた場合
- ・バーコードが印字されていない場合
- ・バーコードが読み取れない場合
- ・納付書1枚当たりの税額が 円を超える場合

※ 延滞金を確認せず納付された場合は、別途請求させていただきます。

(表)

年度 国民健康保険税 納税通知書

送 付 先	
(世帯主の住所及び氏名)	

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日



熊谷市長 氏 名

保険税納付方法等		
徴収方法		
納税義務者		
生年月日		性別
住所		
特別徴収義務者名		
特別徴収対象年金		
特別徴収対象年金額		
円		

※特別徴収は、上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

(お問合せ先)

〒

課

電話

国民健康保険税の課税について

この国民健康保険税は、地方税法第 条及び熊谷市国民健康保険税条例第 条の
(1) 世帯に属する被保険者につき、次により算定した額の合算額です。ただし、擬制世帯主は、税
額の算定には含まれません。

4月1日。ただし、年度途中で加入し、又は脱退された方は、月割で課税されます。

当該年度（年 月 日から 年 月 日まで）の所得割額の算定の基礎は、当該年度の
前年中の総所得金額及び山林所得金額等の合計額から住民税基礎控除額を控除した金額です。
※ 退職所得を除く分離課税の所得がある場合には、総所得金額及び山林所得金額等の合計額
に合算します。

$$\text{課税総所得金額} - (\text{所得割算定基礎額}) = \text{当該年度の前年中の総所得金額等} - \text{一 生民税基礎控除額}$$

区 分		医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分	
		税 率 等			税 率 等			税 率 等			税 率 等	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
所得割額	課税総所得金額×税率											
均等割額	1人当たり額×被保険者数											
18歳以上均等割額	1人当たり額×18歳以上被保険者数											
課税限度額 (合算額)	年度分											
	年度分											
	年度分											

(表)

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割		被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人当たり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤
変更前	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円
	支援金分	円	%	円	人	円
	介護分	円	%	円	人	円
	子ども分	円	%	円	人	円

区分	軽減額			限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額				
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円	円	円	円
前回決定額				今回決定額			

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人当たり 円）を含んでいます。また、軽減額⑦のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

5 均等割額及び18歳以上均等割額の減額
納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者^{（注1）}の前年中の総所得金額等の合算額が一定の基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割額及び18歳以上均等割額を一部減額する制度があり、次のとおり適用します。

均等割 軽減区分	年度	軽減対象となる所得の基準	
		(世帯主＋被保険者＋特定同一世帯所属者)の前年中の 総所得金額等の合算額	
割	年度分		
	年度分		
	年度分		
	年度分		
割	年度分		
	年度分		
	年度分		
	年度分		
割	年度分		
	年度分		
	年度分		
	年度分		

※ 減額適用には、納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含みます。）、歳以上の被保険者及び特定同一世帯所属者の方、全員の所得確認が必要です。また、歳以上のの方の公的年金等に係る所得については円（満たないときは、その額）を控除した額、分離課税所得については特別控除前の額、事業専従者控除を受けている事業主の方については事業専従者控除前の額で算定します。

（注1） 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、国民健康保険の資格喪失後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

（注2） 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が円を超える円未満の方、又は公的年金等の収入が円を超える円未満の方）をいいます。

◎ 未就学児に係る均等割額の減額
国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の分の減額します。既に「均等割額を一部減額する制度」の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の分の減額します。

なお、減額を受けるための申請は不要です。

◎ 子ども・子育て支援金分の均等割額の減額
国民健康保険に加入している歳未満の被保険者に係る均等割額の全額を減額します。なお、減額を受けるための申請は不要です。

6 非自発的失業者の方に係る減額

雇用保険の特定受給資格者又は特定理由で離職者として失業等給付を受ける方の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、次の条件を全て満たすときは、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、その給与所得を分として国民健康保険税を算定します。

また、均等割額及び18歳以上均等割額の減額の算定においても、同様です。

・ 離職時に 歳未満であること。

・ 非自発的失業申告書への提出があること。

※ 非自発的失業申告には、雇用保険受給資格者証の提示が必要になる場合があります。

す。

※ 特定受給資格者とは事業所の倒産、解雇等により離職した方をいい、特定理由で離職者とは、期間の定めのある労働契約が更新されず離職した方や正当な理由のある自己都合により離職した方をいい、いずれも雇用保険法の規定により認定された方をいいます。

7 産前産後期間に係る減額

年 月 日以後に出産予定又は出産した方が次の条件を全て満たすときは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から か月間（「産前産後期間」といいます。）相当分の国民健康保険税を月割で減額します。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の か月前から か月間が対象です。

・ 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書の提出があること。

・ 妊娠 日（ か月）以上の出産（死産、流産等を含む。）であること。

※ 出産予定日の か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

※ 産前産後期間のうち、 年 月以後の国民健康保険税が減額対象となります。

8 減免

災害等のため支払が困難なときは、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。

また、旧被扶養者の方については、所得割額の全額、均等割額及び18歳以上均等割額の半額を超える額を減免します（均等割額及び18歳以上均等割額の減免は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限ります。）。ただし、7割軽減、5割軽減その他の制度によって半額以上の減額が適用となる場合には、均等割額及び18歳以上均等割額の減免は適用しませんが、旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険本人の被扶養者であった65歳以上の方をいいます。

9 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名		区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

通知書番号

1.0 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年パーセント（納期限の翌日からか月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 条第 項に規定する平均貸付割合に年パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合とし、年パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年パーセントの割合を超える場合には、年パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、 $\frac{1}{100}$ 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

1.1 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金及びこれに係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。

(裏)

1.2 特別徴収

次の全てに該当する場合、公的年金から特別徴収されます。

- ・ 世帯主が、国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 世帯の国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ・ 対象となる公的年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1以下であること。

◎ 支払ごとの徴収額

本徴収（10月・12月・2月）

当該年度の年税額から、9月までの納付額（普通徴収を含む。）を控除した額の3分の1を、公的年金の支払ごとに特別徴収します（100円未満の端数を生じた場合、その端数金額は10月で徴収します。）。

仮徴収（4月・6月・8月）

前年度2月の特別徴収額又は前年度年税額の6分の1の額を、公的年金の支払ごとに特別徴収します。

※ 特別徴収は、申出により口座振替に変更できます。

金融機関で口座振替をお申込みの上、課又は各行政センターへ申出書を提出してください。

(表)

国民健康保険税個人明細書

被 保 険 者 氏 名		区 分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												未申告 該 当	所得割 (円)	均等割 (円)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
		医 療															
		支 援 金															
		介 護															
		子 ども															
		医 療															
		支 援 金															
		介 護															
		子 ども															
		医 療															
		支 援 金															
		介 護															
		子 ども															
		医 療															
		支 援 金															
		介 護															
		子 ども															

左記被保険者以外他 名。詳細はお問い合わせください。

- ・ 個人毎の所得割額と均等割額の合計が、国保税額となります (各区分毎に100円未満を切り捨てます。)。
- ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・ 限度超過世帯の被保険者人数に異動 (増減) や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

(裏)

- ◎ 社会保険料控除
国民健康保険税は、「社会保険料控除」として所得から控除されますので、確定申告又は住民税申告の際、領収書等を税務官公署に提示してください。
- ◎ 異動の届出
転入、転出、転居、出生、死亡、社会保険加入・脱退等については、その事実が発生した日の翌日から起算して14日以内にお届けください。

御不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
お問合せ時間は、平日の8:30～17:15の間になります。

熊谷市役所	熊谷市宮町二丁目47番地1	電話	
・ 課税内容、資格に関すること……	部	課	係 内線
・ 給付に関すること……	部	課	係 内線
・ 納付に関すること……	部	課	係 内線

大里庁舎 熊谷市中曽根654番地1 電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること……大里行政センター

妻沼庁舎 熊谷市弥藤吾2450番地 電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること……妻沼行政センター

江南庁舎 熊谷市江南中央一丁目1番地 電話
・ 課税内容、資格、給付、納付に関すること……江南行政センター

口座振替納税通知書

(表)

氏名	様	通知書番号
----	---	-------

●振替口座

金融機関名		
口座種別		口座番号
名義人		

●口座振替日及び税額

納期	期
口座振替日	年 月 日
税額	円

- ※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
- ※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。
- ※ この通知書の作成日以降に到来する納期にかかるもののみで表示しています。
- ※ 口座振替についてのお問合せは、課までご連絡ください。

電話

口座振替の取扱いについて

届出された預（貯）金口座から振替させていただきます。

◎その取扱いは、

- 1 振替は、納期限の日に行います。再振替は行いませんので、納期限前に残高の確認をお願いいたします。
- 2 納付状況の確認は、預（貯）金通帳への記帳等する、又は 課へお問い合わせください。

※ 振替日より5営業日以後にお問合せください。

※ 振替口座をネットバンキングに登録いただいている方は、インターネットでも振替結果を確認できます。
詳細は、金融機関へお問合せください。

- 3 口座振替の変更が生じた場合は、金融機関に下記の書類をお持ちの上、手続きをしてください。
(必要なもの…)

4 取扱種目

お問合せ先

二重線

内は

部

課 電話

内線

点線

内は各担当課へ

通知書番号	
被保険者番号	

年度国民健康保険税を下記のとおり決定（更正）いたしましたので通知します。
年 月 日

熊谷市長 氏 名 印

国民健康保険税 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険税			

この通知書は、年 月 日時点の情報により
算定しています。

※ 賦課明細は次頁のとおり。（単位： 円）

普通徴収		期別 納付額			
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

※下記口座から振替させていただきます。

金融機関名

口座種別

振替区分

口座番号

口座名義人

（単位： 円）

特別徴収		期別 納付額			
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

保険税納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉
熊谷市 部 課 係
電話 内線

通知書番号

被保険者番号

国民健康保険税決定の明細 (単位 円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額 × %		
	資産割額	基礎額 × %		
	均等割額	被保険数 × 円	人	人
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定 所得割額 均等割額 平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	減免額			
	(A) 医療分保険税額			
支援金分	所得割額	基礎額 × %		
	資産割額	基礎額 × %		
	均等割額	被保険数 × 円	人	人
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定 所得割額 均等割額 平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	減免額			
	(B) 支援金分保険税額			
介護分	所得割額	基礎額 × %		
	資産割額	基礎額 × %		
	均等割額	被保険数 × 円	人	人
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定 所得割額 均等割額 平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	減免額			
	(C) 介護分保険税額			
子ども分	所得割額	基礎額 × %		
	資産割額	基礎額 × %		
	均等割額	被保険数 × 円	人	人
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定 所得割額 均等割額 平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
	増減調整額			
	減免額			
	(D) 子ども分保険税額			
決定保険税額 (A) + (B) + (C) + (D)				

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人当たり 円）を含んでいます。
また、政令軽減額のうち、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

様式第 6 号中「保険証番号」を「被保険者番号」に、「手続き」を「手続」に、「代表番号」を「電話」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第 1 号から様式第 6 号までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。